

# 第10期介護保険事業計画に係る 国の基本指針（案）等について



# 八戸市高齢者福祉計画とは

## 老人福祉計画

(老人福祉法第20条の8)

高齢者保健・福祉事業全般にわたる供給体制を確保し、総合的なサービス水準の向上を図る。



## 介護保険事業計画

(介護保険法第117条)

利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図る。

一体的に作成

老人福祉法・介護保険法に基づき策定する  
八戸市の高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画

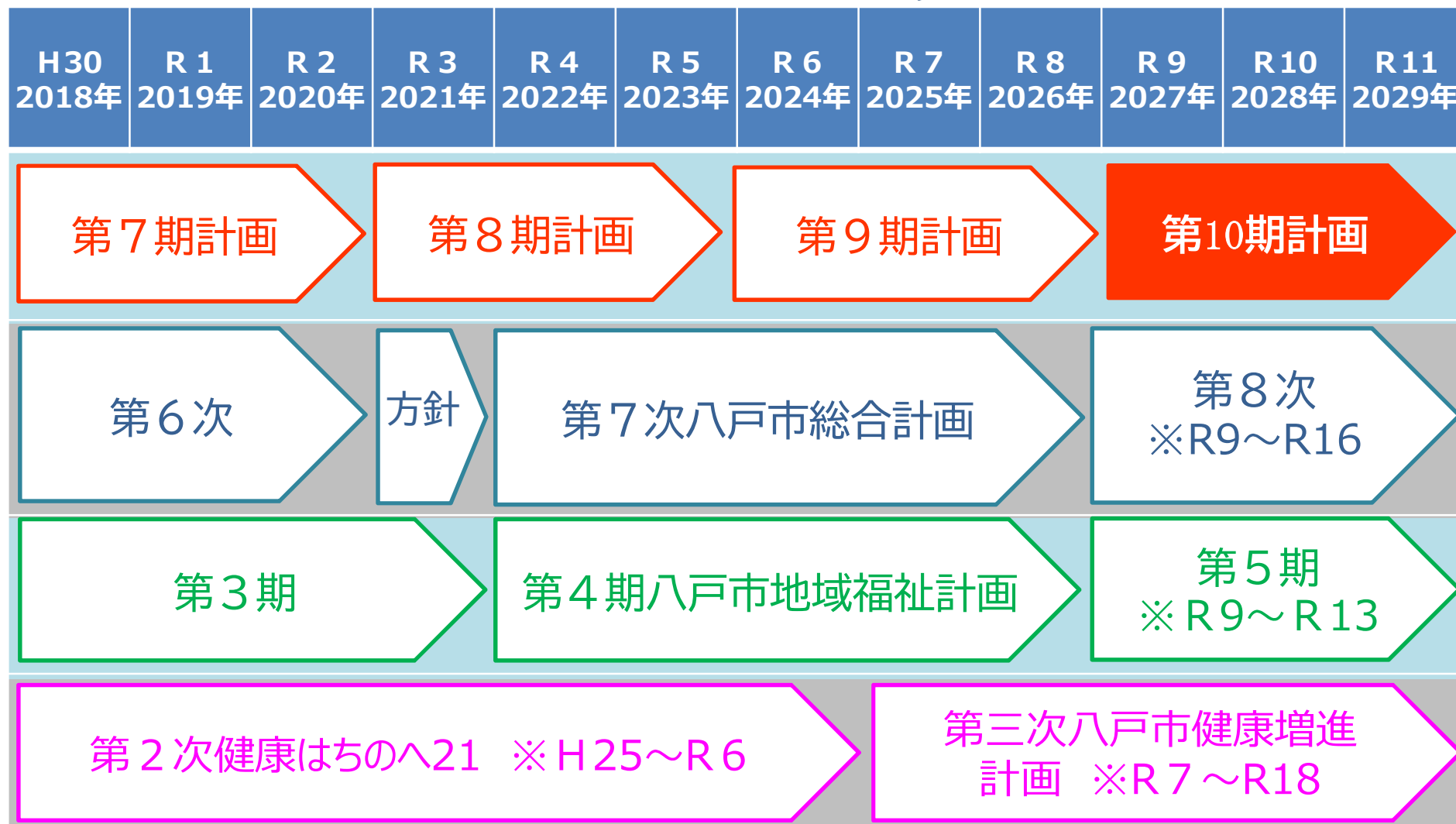
## 計画で決定する事項

- ・高齢者施策の方向性
- ・介護保険サービスの見込量（施設整備方針等を含む）
- ・第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料 等を決定します。



# 計画期間と他の計画との関係

団塊の世代が  
全員75歳以上に



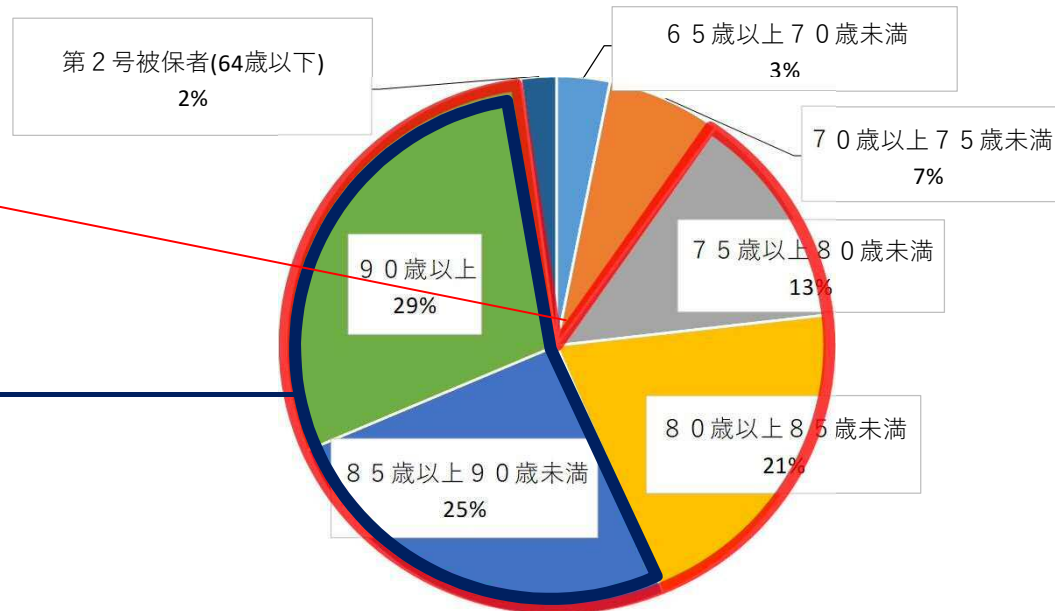
# 第10期計画策定に向けて

## 当市の要介護（支援）認定の状況

認定者の内、75歳以上が約9割を占めている

認定者の内、85歳以上が約5割を占めている

要介護認定者（年齢別割合）R7.9月月報より



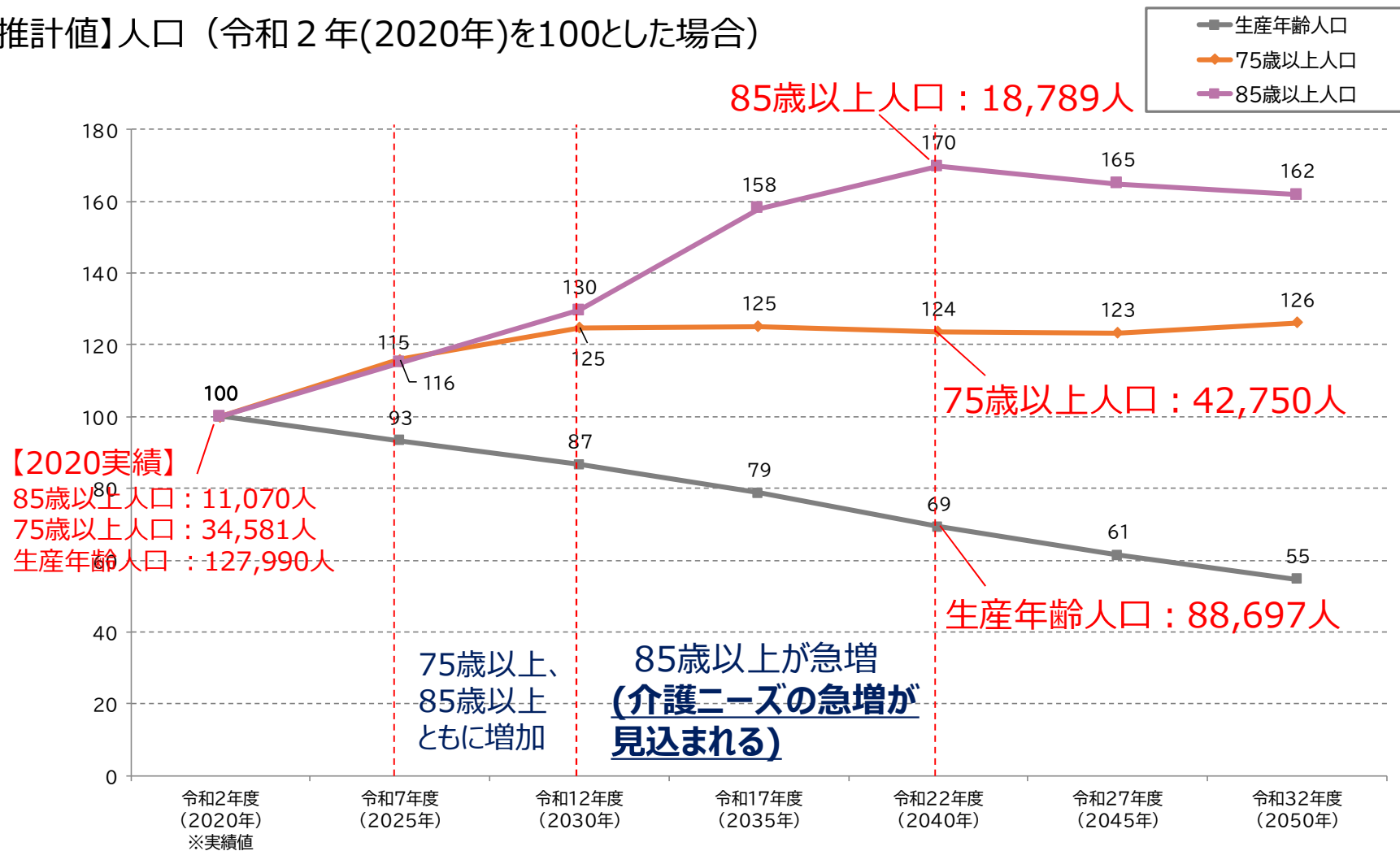
(人)

|                | 要支援<br>1 | 要支援<br>2 | 計     | 経過的<br>要介護 | 要介護<br>1 | 要介護<br>2 | 要介護<br>3 | 要介護<br>4 | 要介護<br>5 | 計     | 合計     |
|----------------|----------|----------|-------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|--------|
| 第1号被保険者        | 849      | 1,084    | 1,933 |            | 2,567    | 2,386    | 1,804    | 1,708    | 1,200    | 9,665 | 11,598 |
| 65歳以上70歳未満     | 27       | 45       | 72    |            | 61       | 93       | 65       | 48       | 39       | 306   | 378    |
| 70歳以上75歳未満     | 79       | 103      | 182   |            | 144      | 160      | 123      | 101      | 99       | 627   | 809    |
| 75歳以上80歳未満     | 150      | 172      | 322   |            | 357      | 326      | 228      | 189      | 140      | 1,240 | 1,562  |
| 80歳以上85歳未満     | 228      | 249      | 477   |            | 583      | 488      | 343      | 286      | 231      | 1,931 | 2,408  |
| 85歳以上90歳未満     | 231      | 302      | 533   |            | 720      | 593      | 445      | 410      | 275      | 2,443 | 2,976  |
| 90歳以上          | 134      | 213      | 347   |            | 702      | 726      | 600      | 674      | 416      | 3,118 | 3,465  |
| 第2号被保険者(64歳以下) | 21       | 23       | 44    |            | 33       | 59       | 46       | 32       | 37       | 207   | 251    |
| 総数             | 870      | 1,107    | 1,977 |            | 2,600    | 2,445    | 1,850    | 1,740    | 1,237    | 9,872 | 11,849 |

# 第10期計画策定に向けて

## 当市の後期高齢者と生産年齢人口の推計

【推計値】人口（令和2年(2020年)を100とした場合）



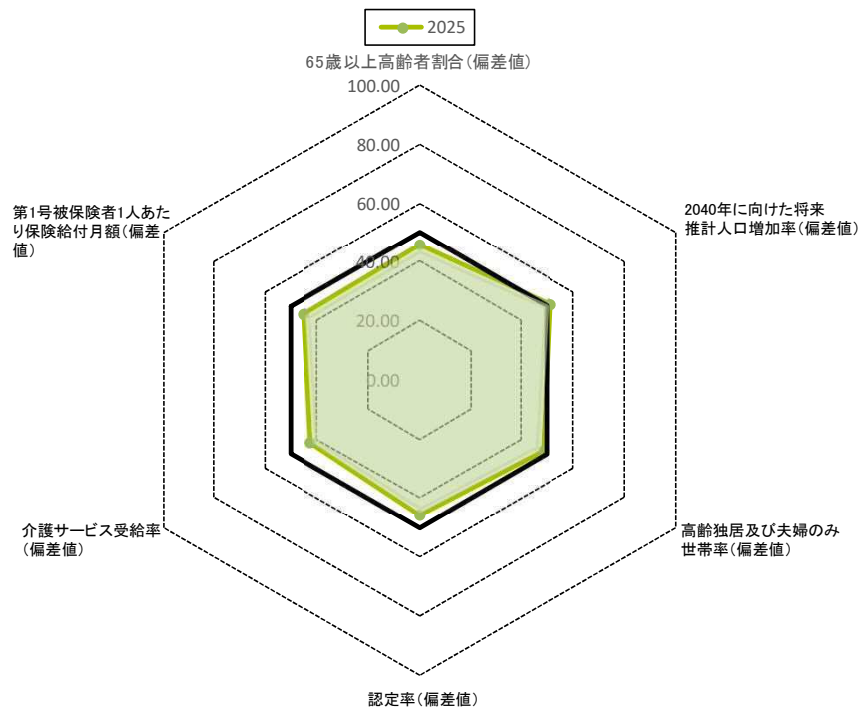
令和7年度老人保健事業推進費等補助金「介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の計画的整備や効果検証手法に関する調査研究」ワークシートより

# 第10期計画策定に向けて

## 当市の需要と供給（全国偏差値レーダーチャート）

各項目を全国の市町村における偏差値として算出しています。  
偏差値は全国の市町村の中での位置(平均との乖離)を示しており、平均が50となります。

### 地域の概況（需要）



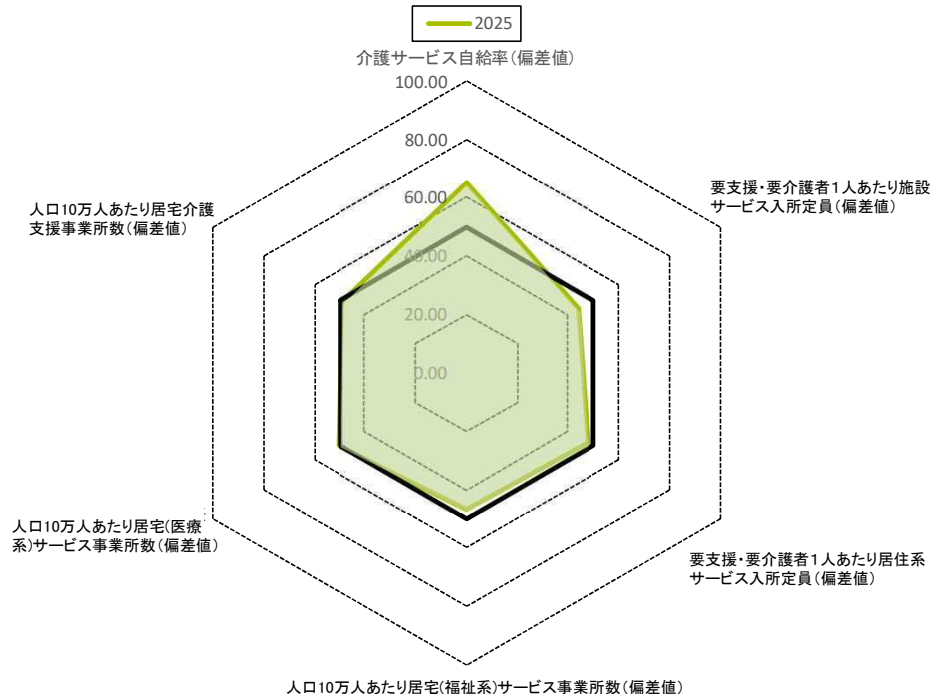
#### 【偏差値 高】

- ・2040年に向けた将来推計人口増加率

#### 【偏差値 低】

- ・65歳以上高齢者割合
- ・認定率
- ・介護サービス受給率
- ・第1号被保険者1人あたり保険給付月額

### サービス提供体制（供給）



#### 【偏差値 高】

- ・サービス自給率

#### 【偏差値 低】

- ・入所定員
- ・人口10万人あたり居宅(福祉系)サービス事業所数

地域包括ケア「見える化」システムより



# 第10期計画策定に向けて

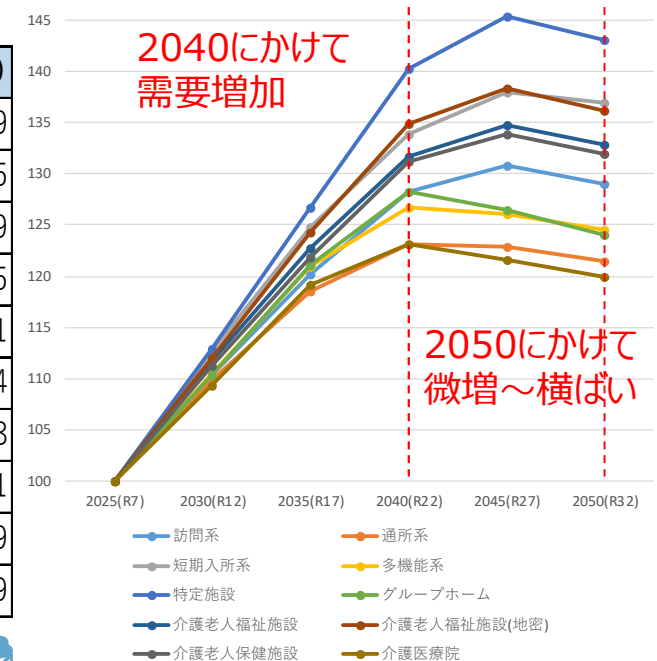
## 当市の介護サービスの地域特性および将来推計

○介護SCR（全国を100とした場合のサービス提供量の地域差：2023年）

|               |         |                    |                               |
|---------------|---------|--------------------|-------------------------------|
| 訪問系           | 98.8    | 介護老人福祉施設           | 58.5                          |
| 通所系           | 108.5   | 介護老人福祉施設<br>(地域密着) | 170.6                         |
| 短期入所系         | 101.2   | 介護老人保健施設           | 106.9                         |
| 多機能系（小多機、看多機） | 129.3   | 介護医療院              | 192.2                         |
| 居住系           | 特定施設    | 44.6               | 特定施設および介護老人福祉施設の供給量が<br>特に少ない |
|               | グループホーム | 119.8              |                               |

○介護サービス需要の将来推計（2025年を100とした場合の推移）

|              | 2025(R7) | 2030(R12) | 2035(R17) | 2040(R22) | 2045(R27) | 2050(R32) |
|--------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問系          | 100      | 110.3     | 120.2     | 128.3     | 130.8     | 129       |
| 通所系          | 100      | 109.9     | 118.5     | 123.1     | 122.9     | 121.5     |
| 短期入所系        | 100      | 112.7     | 124.8     | 133.8     | 137.9     | 136.9     |
| 多機能系         | 100      | 110.5     | 120.9     | 126.7     | 126.1     | 124.5     |
| 特定施設         | 100      | 112.9     | 126.7     | 140.3     | 145.3     | 143.1     |
| グループホーム      | 100      | 110.4     | 121.1     | 128.2     | 126.5     | 124       |
| 介護老人福祉施設     | 100      | 111.8     | 122.8     | 131.7     | 134.7     | 132.8     |
| 介護老人福祉施設(地密) | 100      | 112       | 124.3     | 134.9     | 138.3     | 136.1     |
| 介護老人保健施設     | 100      | 111.2     | 121.9     | 131.2     | 133.9     | 131.9     |
| 介護医療院        | 100      | 109.3     | 119.2     | 123.1     | 121.6     | 119.9     |



# 第10期八戸市高齢者福祉計画の策定方針

## ○ 市民や事業者が理解しやすい計画とする。

→ 八戸市が目指す将来像を実現するためには、市民・事業者・行政それぞれが、第10期計画の趣旨を理解し、実践することが肝要であることから、計画の策定に当たっては、わかりやすい文言や表現を用いるなど、誰もが理解しやすい計画を策定するとともに、市民意識の醸成に向けた取組を実施する。

## ○ 将来を見据えた計画とする。

→ 団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、高齢者人口が増加するとともに生産年齢人口が減少する中で、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者や認知症高齢者、独居高齢者の増加も見込まれ、どのように高齢者を支えていくかが大きな課題となるため、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えた計画を策定する。

## ○ 八戸市の実情を踏まえた計画とする。

→ 国の基本方針やあおもり高齢者すこやか自立プラン、青森県保健医療計画、八戸市総合計画ほか個別計画との整合性を踏まえつつ、各種調査の結果から八戸市の現状を分析するとともに、介護・高齢福祉専門分科会や庁内関係課とのワーキングチーム会議、パブリックコメント等により、八戸市の実情を踏まえた目標や施策を立案し、計画に位置付ける。

## ○ 認知症施策推進計画を当計画に一体的に位置付ける。

→ 認知症の人本人の声を尊重し、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望をもって暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づいた施策を推進するため、地域の実情に即した認知症施策推進計画を策定することとし、当計画に一体的に位置付ける。



# 国の基本指針について

## 基本指針とは

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

## 基本指針に定めていること

- ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項



# 第10期計画の基本指針において記載を充実する事項（案）

## 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進
- 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等



# 第10期計画の基本指針において記載を充実する事項（案）

## 2 地域包括ケアシステムの深化

- 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- 頼れる身寄りがない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性



## 第10期計画の基本指針において記載を充実する事項（案）

---

### 3 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）



# 第10期八戸市高齢者福祉計画施策の体系（骨子案）について

目指す将来像

基本目標

～誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち～

1. 自らの知識と経験を活かし、地域のなかで生き生きと暮らす
2. 住み慣れた地域のなかで、健やかに安心して暮らす
3. 介護サービスを適切に利用し、高齢者とその家族が安心して暮らす
4. 人権と尊厳が尊重され、誰もが安心して自分らしく暮らす

## 第9期計画 施策の体系

### 第1節 生きがいを持ち、地域の担い手となるための健康・生きがいの推進

1. 健康づくりの推進
2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
3. 生きがいの推進・社会参加の促進

### 第2節 住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 包括的な支援体制の整備
2. 地域包括支援センターの体制充実
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症施策の推進
5. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
6. 地域ケア会議の推進
7. 高齢者の居住安定に係る施策との連携

### 第3節 介護が必要な人とその家族の生活全体を支えるための介護サービスの充実

1. 適正な介護サービス提供体制の整備
2. 介護人材の確保と定着の推進
3. 介護保険制度の適正な運営

### 第4節 すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

1. 地域見守り体制の充実
2. 成年後見制度の利用促進
3. 虐待防止の推進
4. 在宅生活支援の充実
5. 緊急時に備えた体制の整備

## 国の基本指針（記載充実事項）のポイント

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- (1) 介護保険事業（支援）計画の策定
  - ① 2040年度を見据えたサービス提供体制の検討
  - ② 医療・介護の連携強化
  - ③ 地域の現状把握・分析
- (2) 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
  - ① 地域類型を念頭に置いた計画策定
  - ② 医療との連携や高齢者向け住まい入居状況等を踏まえたサービス提供体制の構築

### 2. 地域包括ケアシステムの深化

- (1) 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向けた取組の推進
- (2) 切れ目のない支援が提供される地域づくり
- (3) 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

### 3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- (1) 介護人材確保及び生産性向上等に向けた、関係者の共同による実践的な取組の推進
- (2) テクノロジー活用による生産性向上、協働化・大規模化による経営基盤の強化等の推進

## 第10期計画 施策の体系（骨子案）

### 第1節 生きがいを持ち、地域の担い手となるための健康・生きがいの推進

1. 健康づくりの推進
2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
3. 生きがいの推進・社会参加の促進

### 第2節 住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 包括的な支援体制の整備
2. 地域包括支援センターの体制充実
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症施策の推進
5. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
6. 地域ケア会議の推進
7. 高齢者の居住安定に係る施策との連携

### 第3節 介護が必要な人とその家族の生活全体を支えるための介護サービスの充実

1. 適正な介護サービス提供体制の整備
2. 介護人材の確保と定着の推進
3. 介護保険制度の適正な運営

### 第4節 すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

1. 地域見守り体制の充実
2. 成年後見制度の利用促進
3. 虐待防止の推進
4. 在宅生活支援の充実
5. 緊急時に備えた体制の整備

# 第10期八戸市高齢者福祉計画施策の体系（骨子案）

目指す将来像

～ 誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち ～

基本目標

実施施策

実施項目

1 自らの知識と経験を  
活かし、地域のなかで  
生き生きと暮らす

**第1節**  
生きがいもち、  
地域の担い手となるための  
健康・生きがいの推進

1. 健康づくりの推進
2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
3. 生きがいの推進・社会参加の促進

2 住み慣れた地域のなか  
で、健やかに暮らす

**第2節**  
住み慣れた地域で  
生活していくための  
地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
2. 地域包括支援センターの体制充実
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症施策の推進
5. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
6. 地域ケア会議の推進
7. 高齢者の居住安定に係る施策との連携

3 介護サービスを適切に  
利用し、高齢者とその  
家族が安心して暮らす

**第3節**  
介護が必要な人とその家族の  
生活全体を支えるための  
介護サービスの充実

1. 適正な介護サービス提供体制の整備
2. 介護人材の確保と介護現場の生産性向上
3. 介護保険制度の適正な運営

4 人権と尊厳が尊重され、  
誰もが自分らしく暮らす

**第4節**  
全ての市民の人権が尊重され、  
地域全体で支え合うための  
体制の確保

1. 地域見守り体制の充実
2. 成年後見制度の利用促進
3. 虐待防止の推進
4. 在宅生活支援の充実
5. 緊急時に備えた体制の整備

事務事業（施策を実現させるための具体的な手段）

# 第10期計画策定スケジュールについて

| 時期                  | 計画策定スケジュール                                                                                                                                                 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R7年10月～<br>R8年7月    | <p>下記調査の実施及び集計分析</p> <p>①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②特別養護老人ホーム入所申込状況調査<br/>③在宅介護実態調査 ④在宅生活改善調査 ⑤介護人材実態調査<br/>⑥居所変更実態調査 ⑦介護施設等の整備・事業開始に関する意向調査<br/>⑧介護保険サービス事業所調査</p> |
| 7月15日（水）            | 厚生労働省より計画作成上のガイドラインである基本指針案の提示                                                                                                                             |
| 8月26日（水）            | <b>第1回 介護・高齢福祉専門分科会</b> （各種調査結果・分析、骨子案の審議）                                                                                                                 |
| 10月上旬               | 庁内ワーキングチーム会議①                                                                                                                                              |
| 10月28日（水）           | <b>第2回 介護・高齢福祉専門分科会</b> （素案の審議）                                                                                                                            |
| 11月下旬               | 庁内ワーキングチーム会議②                                                                                                                                              |
| 12月16日（水）           | <b>第3回 介護・高齢福祉専門分科会</b> （原案の審議）                                                                                                                            |
| 12月18日～<br>R9年1月17日 | パブリックコメント                                                                                                                                                  |
| 1月27日（水）            | <b>第4回 介護・高齢福祉専門分科会</b> （計画案、基盤整備案、保険料案の審議）                                                                                                                |
| 2月17日（水）            | <p>民生環境協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期八戸市高齢者福祉計画の策定について</li> <li>・八戸市介護保険条例の一部改正（案）について</li> </ul>                                    |
| 3月下旬                | 3月市議会において条例案可決後、計画策定                                                                                                                                       |